平成２５年（フ）第１９４４号
札幌市北区北31条西11丁目１番１―106号
債務者　坂本　博子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１６号
札幌市清田区清田３条１丁目２番５号　コーポアフロス101号
債務者　金森　有希（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３７号
札幌市豊平区西岡４条２丁目３番52号　サンライズマンション３Ｂ―607号、申立時の住所札幌市豊平区西岡４条１丁目13番39号　正和マンションＮＯ．１―203号
債務者　西山　栄一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７０号
札幌市南区川沿１条６丁目２番14号
債務者　遠藤　勝子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９７号
北海道石狩市花川南２条６丁目296番地
債務者　成定　克巳
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９９号
札幌市南区澄川４条４丁目11番３号　ノースヒルズ102号
債務者　鐘ヶ江将也
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０２号
北海道江別市野幌末広町39番地の５　オクタワーズ野幌イーストタワー907号室
債務者　朝鳥　征子（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２８号
札幌市白石区本通18丁目南３番１―202号
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２３６号
北海道千歳市桜木２丁目３番13号　さくらハイツ201号
債務者　畠山　　斉
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６５号
北海道千歳市信濃２丁目31番１号　ニューシティ信濃Ｃ102号
債務者　林　　邦宏
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７５号
北海道江別市向ケ丘29番地の11　エミールハウス202
債務者　廣瀬　輝夫
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８１号
札幌市北区新琴似11条４丁目１番25号
債務者　中村　恵美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８２号
札幌市北区新琴似11条４丁目１番25号
債務者　中村　正也
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９２号
札幌市厚別区大谷地西１丁目３番20―410号
債務者　西田　浩恵
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９９号
札幌市東区北22条東９丁目４番17号　アップルハウス北22条Ⅲ106号
債務者　細川　大樹
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３０９号
札幌市手稲区富丘２条３丁目９番23号
債務者　伊藤　　努
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２０号
札幌市西区西野７条８丁目９番10号　ＭＴハウス203号
債務者　福井　泰子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３２号
札幌市豊平区美園９条２丁目５番２―202号
債務者　佐々木啓司
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部